

# 令和8年大府市条例一覧

公布日 令和8年6月26日

- 第18号 大府市健康づくり総合支援施設の設置及び管理に関する条例
- 第19号 大府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第20号 大府市税条例の一部を改正する条例
- 第21号 大府市使用料条例の一部を改正する条例
- 第22号 大府市ふれ愛サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第23号 大府市道路占用料条例及び大府市公共用物管理条例の一部を改正する条例

大府市健康づくり総合支援施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和8年6月26日

大府市長 岡村 秀人

## 大府市条例第18号

### 大府市健康づくり総合支援施設の設置及び管理に関する条例

#### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則（第1条－第4条）

##### 第2章 大府市健康づくり身体活動支援センター（第5条・第6条）

##### 第3章 大府市第二レインボーハウス（第7条・第8条）

##### 第4章 雑則（第9条・第10条）

##### 附則

本市は、市制施行以来、「健康都市」をまちづくりの基本理念として掲げ、健康づくりに関する施策を着実に推進してきました。一方で、人生100年時代の到来や生活様式の変容に伴い、青少年期における身体活動の不足、長期欠席に係る児童及び生徒への支援の必要性の高まり、壮年期における生活習慣病リスクの増大、さらには、高齢期におけるフレイル、認知症、転倒、骨折等への対応など、市民を取り巻く環境は、一層複雑かつ多様化しています。

このような状況に的確に対応するためには、市民のライフステージ及び心身の状態に応じた健康づくりの機会及び場の充実を図るとともに、大学、研究機関、医療機関、企業、地域団体等の多様な主体と連携し、保健、医療、福祉、教育、人材育成等の分野を越えた実効性の高い施策を推進する体制の強化が不可欠です。

よって、本市は、これらの施策を総合的かつ一体的に推進する支援施設を設置することとし、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （設置）

第1条 市民が健康で活躍できる地域づくりを推進するとともに、長期欠席に係る児童及び生徒（以下「長期欠席児童生徒」という。）の社会的自立を図るため、大府市健康づく

り総合支援施設（以下「健康づくり総合支援施設」という。）を大府市東新町三丁目1番地の11に設置する。

2 健康づくり総合支援施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 大府市健康づくり身体活動支援センター
- (2) 大府市第二レインボーハウス  
(職員)

第2条 健康づくり総合支援施設に必要な職員を置く。

(入館の制限)

第3条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健康づくり総合支援施設の管理上支障があると認めるとき。

(入館者の義務)

第4条 入館者は、健康づくり総合支援施設の利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに市長の指示に従わなければならない。

## 第2章 大府市健康づくり身体活動支援センター

(目的)

第5条 大府市健康づくり身体活動支援センターは、身体活動を基礎とした市民の健康づくり施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした中核施設とする。

(事業)

第6条 大府市健康づくり身体活動支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の健康づくりの支援に関すること。
- (2) 健康づくりを通じた市民の幅広い交流の促進に関すること。
- (3) 地域の健康課題の把握及び健康づくりの普及啓発に関すること。
- (4) 地域保健及び医療に係る人材育成に関すること。
- (5) 健康づくりに関する調査、研究及び実証並びにその成果の普及に関すること。
- (6) その他市民が健康で活躍できる地域づくりに必要なこと。

### 第3章 大府市第二レインボーハウス

#### (目的)

第7条 大府市第二レインボーハウスは、長期欠席児童生徒の支援に係る施策を行うことを目的とした施設とする。

#### (事業)

第8条 大府市第二レインボーハウスは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 長期欠席児童生徒の実態把握及び対応策の検討に関すること。
- (2) 長期欠席児童生徒の学習指導及び社会体験活動の支援に関すること。
- (3) 長期欠席児童生徒に係る教育相談に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認めること。

### 第4章 雑則

#### (損害賠償)

第9条 入館者が故意又は過失によって、健康づくり総合支援施設又はその附属施設を汚損、損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

#### (委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、健康づくり総合支援施設の管理及び運営に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月26日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第19号

大府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大府市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年大府市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種類	勤務の内容	支給単位	支給額	種類	勤務の内容	支給単位	支給額
災害応急作業等手当	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として従事する業務又は異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223	日額	<u>1,440円</u> （災害対策基本法に基づく立入禁止等の措置がなされた区域等、市長が著しく危険と認める区域での業務に従事した場合にあっては	災害応急作業等手当	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として従事する業務又は異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223	日額	<u>1,080円</u> （災害対策基本法に基づく立入禁止等の措置がなされた区域等、市長が著しく危険と認める区域での業務に従事した場合にあっては

改正後				改正前			
	号) 第23条第1項若しくは第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された大府市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策若しくは災害復旧に係る業務		2,880円)		号) 第23条第1項若しくは第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された大府市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策若しくは災害復旧に係る業務		2,160円)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大府市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

大府市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月26日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第20号

大府市税条例の一部を改正する条例

大府市税条例（昭和45年大府市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第33条の7 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第33条の7 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの</p>

改正後	改正前
<p>(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号並びに第35条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。</p>	<p>(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。</p>
2～9 略	2～9 略

改正後	改正前
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。<u>次条第1項第2号において同じ。</u>) (合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところによ</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、<u>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。</u>)の氏名</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところによ</p>

改正後	改正前
<p>り、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項及び第51条の9第3項において同じ。</u>）により提供することができる。</p> <p>6 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p><u>第35条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p><u>（2） 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得</u></p>	<p>り、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項及び第51条の9第3項において同じ。</u>）により提供することができる。</p> <p>6 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p><u>第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際</u></p>

改正後	改正前
<p>金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。) (退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</p>	<p>に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(5) <u>その他施行規則で定める事項</u></p> <p>3 <u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的</p>	<p>2 <u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的</p>

改正後	改正前
<p>年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p>	<p>年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p>
<p>第59条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p>	<p>第59条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p>
<p>第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p>	<p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p>
<p>第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規</p>	<p>第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規</p>

改正後	改正前
<p>定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第33条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特</p>	<p>定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第33条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特</p>

改正後	改正前
<p>例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得</p>	<p>例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p>

改正後	改正前
<p><u>割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条の2 略</p> <p><u>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</u></p> <p>第19条の3 <u>当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特</u></p>	<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条の2 略</p>

改正後	改正前
<p><u>定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。) に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p><u>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p><u>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「<u>山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額</u>」とする。</u></p> <p><u>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第35条の2第1項ただし書、第35条の3の2及び第35条の3の3の改正規定並びに附則第6条及び附則第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第59条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (3) 第33条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）並びに附則第9条の2及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の大府市税条例（以下「新条例」という。）第35条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の大府市税条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の大府市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第59条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

大府市使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月26日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第21号

大府市使用料条例の一部を改正する条例

大府市使用料条例（昭和45年大府市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）					
種類	区分	単位	金額	徴収の 時期	備考	種類	区分	単位	金額	徴収の 時期	備考
略				略	略	略				略	略
学校開放 施設及び 附属設備 使用料（中 学校）	テニスコート（大府 北中学校）1面	略	略	略	略	学校開放 施設及び 附属設備 使用料（中 学校）	テニスコート（大府 北中学校）1面	略	略	略	略
	<u>バスケットボール コート（大府北中学 校）</u>	<u>1時間</u>	<u>300円</u>								

改正後						改正前					
庁舎開放				略	略	庁舎開放				略	略
施設及び						施設及び					
附属設備						附属設備					
使用料	摘要 略					使用料	摘要 略				
大府駅東 口多目的 広場使用 料	多目的広場	半日1	750円	使用の 承認を 受けた とき	半日1は 7時から 14時まで 半日2は 14時から 21時まで 全日は7 時から21 時まで						

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日前に同日以後の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の大府市使用料条例の規定にかかわらず、同日前においても当該利用に係るこの条例による改正後の大府市使用料条例に定める額の使用料を徴収する。

大府市ふれ愛サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月26日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第22号

大府市ふれ愛サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大府市ふれ愛サポートセンターの設置及び管理に関する条例（平成22年大府市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 総則（第1条－ <u>第5条</u> ） 第2章 大府市高齢者・障がい者虐待防止センター（ <u>第6条－第8条</u> ） 第3章 大府市障がい者相談支援センター（ <u>第9条－第11条</u> ） 第4章 大府市レインボーハウス（ <u>第12条－第14条</u> ） 第5章 ふれ愛ゾーン（ <u>第15条－第22条</u> ） 第6章 雑則（ <u>第23条・第24条</u> ） 附則	目次 第1章 総則（第1条－ <u>第6条</u> ） 第2章 大府市高齢者・障がい者虐待防止センター（ <u>第7条－第9条</u> ） 第3章 大府市障がい者相談支援センター（ <u>第10条－第12条</u> ） 第4章 大府市レインボーハウス（ <u>第13条－第15条</u> ） 第5章 ふれ愛ゾーン（ <u>第16条－第23条</u> ） 第6章 雑則（ <u>第24条・第25条</u> ） 附則 <u>（趣旨）</u> <u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、大府市ふれ愛サポートセンターの設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。</u>

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p><u>第1条</u> 高齢者、障がい者及び障がい児の福祉の増進並びに<u>長期欠席</u>に係る児童及び生徒（以下「<u>長期欠席児童生徒</u>」という。）の社会的自立を図るため、大府市ふれ愛サポートセンター（以下「ふれ愛センター」という。）を大府市江端町六丁目13番地の1に設置する。</p> <p>2 略</p> <p><u>第2条～第11条</u> 略</p> <p>(目的)</p> <p><u>第12条</u> 大府市レインボーハウスは、<u>長期欠席児童生徒</u>の社会的自立を図るため、<u>長期欠席児童生徒</u>の支援に係る施策を行うことを目的とした施設とする。</p> <p>(事業)</p> <p><u>第13条</u> 大府市レインボーハウスは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>長期欠席児童生徒</u>の実態把握及び対応策の検討に関すること。</p> <p>(2) <u>長期欠席児童生徒</u>の学習活動及び社会体験活動の支援に関すること。</p> <p>(3) <u>長期欠席児童生徒</u>に係る教育相談に関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(開設時間)</p> <p><u>第14条</u> 略</p>	<p>(設置)</p> <p><u>第2条</u> 高齢者、障がい者及び障がい児の福祉の増進並びに<u>不登校</u>に係る児童及び生徒（以下「<u>不登校児童生徒</u>」という。）の社会的自立を図るため、大府市ふれ愛サポートセンター（以下「ふれ愛センター」という。）を大府市江端町六丁目13番地の1に設置する。</p> <p>2 略</p> <p><u>第3条～第12条</u> 略</p> <p>(目的)</p> <p><u>第13条</u> 大府市レインボーハウスは、<u>不登校児童生徒</u>の社会的自立を図るため、<u>不登校児童生徒</u>の支援に係る施策を行うことを目的とした施設とする。</p> <p>(事業)</p> <p><u>第14条</u> 大府市レインボーハウスは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>不登校児童生徒</u>の実態把握及び対応策の検討に関すること。</p> <p>(2) <u>不登校児童生徒</u>の学習活動及び社会体験活動の支援に関すること。</p> <p>(3) <u>不登校児童生徒</u>に係る教育相談に関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(開設時間)</p> <p><u>第15条</u> 略</p>

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p><u>第15条</u> ふれ愛ゾーンは、高齢者及び障がい者等の福祉の増進並びに<u>長期欠席児童生徒</u>の社会的自立を図るための活動の場を提供することを目的とした施設とする。</p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p>(利用できる者の範囲)</p> <p><u>第17条</u> ふれ愛ゾーンを利用できる者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 高齢者若しくは障がい者等の福祉の増進又は<u>長期欠席児童生徒</u>の社会的自立を図るための活動を行う団体</p> <p>(2) 略</p> <p><u>第18条・第19条</u> 略</p> <p>(利用の不許可)</p> <p><u>第20条</u> 市長は、ふれ愛ゾーンを利用しようとする者が<u>第4条各号</u>のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。</p> <p>(許可の取消し及び利用の中止命令)</p> <p><u>第21条</u> 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、<u>第19条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 利用者が<u>第5条</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(2) <u>第4条各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。</p>	<p>(目的)</p> <p><u>第16条</u> ふれ愛ゾーンは、高齢者及び障がい者等の福祉の増進並びに<u>不登校児童生徒</u>の社会的自立を図るための活動の場を提供することを目的とした施設とする。</p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>(利用できる者の範囲)</p> <p><u>第18条</u> ふれ愛ゾーンを利用できる者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 高齢者若しくは障がい者等の福祉の増進又は<u>不登校児童生徒</u>の社会的自立を図るための活動を行う団体</p> <p>(2) 略</p> <p><u>第19条・第20条</u> 略</p> <p>(利用の不許可)</p> <p><u>第21条</u> 市長は、ふれ愛ゾーンを利用しようとする者が<u>第5条各号</u>のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。</p> <p>(許可の取消し及び利用の中止命令)</p> <p><u>第22条</u> 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、<u>第20条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 利用者が<u>第6条</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(2) <u>第5条各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。</p>

改正後	改正前
(3) 略 2 略 <u>第22条～第24条</u> 略	(3) 略 2 略 <u>第23条～第25条</u> 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大府市道路占用料条例及び大府市公共用物管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月26日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第23号

大府市道路占用料条例及び大府市公共用物管理条例の一部を改正する条例

(大府市道路占用料条例の一部改正)

第1条 大府市道路占用料条例(昭和61年大府市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位 円)	占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位 円)
令第7条第14号 及び第15号に掲 げる施設		略	略	令第7条第14号 に掲げる施設		略	略
備考 略				備考 略			

(大府市公共用物管理条例の一部改正)

第2条 大府市公共用物管理条例(平成7年大府市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第14条関係）				別表（第14条関係）			
使用物件の種類	区分	単位	使用料 (単位 円)	使用物件の種類	区分	単位	使用料 (単位 円)
令第7条第14号 及び第15号に掲 げる施設		略	略	令第7条第14号 に掲げる施設		略	略
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。